

予算監視・効率化チームの設置について

平成22年2月26日

平成22年10月28日一部改正

文部科学大臣決定

1. 趣旨

予算執行の効率化へ向けた自律的な取組を行うとともに、予算執行の実態を適切に踏まえて概算要求を行うため、「予算編成等の在り方の改革について」（平成21年10月23日付け閣議決定）を踏まえ、文部科学省内に予算監視・効率化チーム（以下「チーム」という。）を設置する。

2. 業務

チームは上記1の趣旨にのっとり、チームの取組その他必要な事項について、各年度ごとに予算執行の効率化に向けた計画（以下「予算執行計画」という。）を策定し、当該計画に定めるところにより、執行案件の決定への関与、予算執行の情報開示の監視、当該計画の実施状況のチェック、政策達成目標明示制度における自己評価、行政事業レビューの実施並びに予算執行に係る効率化の実績及び改善方策の取りまとめ等の取組を行う。

3. 予算執行計画の実施状況等の公表

予算執行計画の実施状況並びに予算執行に係る効率化の実績及び改善方策等については、当該計画に定めるところにより公表する。

4. 外部有識者の関与

チームの業務には、予算執行計画又はチームリーダーの定めるところにより、チームリーダーが別に指名する外部有識者が参画する。

5. チームの構成

チームの構成は、別紙1のとおりとする。

6. 予算監視・効率化推進グループ

- (1) チームに予算監視・効率化推進グループ（以下「グループ」という。）を置き、予算執行計画を立案するとともに、当該計画の実施及び上記3の公表に関する事務を行う。
- (2) グループの構成は、別紙2のとおりとする。

7. 行政事業レビューチーム

- (1) チームのもとに、行政事業レビューチーム（以下「レビューチーム」という。）を置き、行政事業レビューに関する計画を立案するとともに、当該計画の実施に係る事務を行う。
- (2) レビューチームの責任者は、チームのサブリーダーとする。
- (3) レビューチームの詳細は、レビューチームの責任者が別途定める。

8. 庶務

チームの庶務は、大臣官房人事課、総務課、政策課及び文教施設企画部施設企画課の協力を得て、大臣官房会計課において処理する。

9. 実施期日

本決定は、決定の日から実施する。

10. その他

(1) 本決定に定めるもののほか、チームの運営に必要な事項は、チームリーダーが定める。

(2) 文部科学省支出総点検本部の設置について（平成21年1月27日付け文部科学大臣決定）は、廃止する。

以上

予算監視・効率化チーム

チー ム リー ダー	鈴木 寛	文部科学副大臣（主担当）
	笹木 竜三	文部科学副大臣
サブ リー ダー	林 久美子	文部科学大臣政務官
事 務 局 長		大臣官房長
事 務 局 長 代 理		大臣官房政策評価審議官
事 務 局 次 長		大臣官房人事課長
	〃	大臣官房総務課長
	〃	大臣官房会計課長
	〃	大臣官房政策課長
	〃	大臣官房国際課長
	〃	大臣官房文教施設企画部施設企画課長
構 成 員（各局等責任者）		生涯学習政策局政策課長
	〃	初等中等教育局初等中等教育企画課長
	〃	高等教育局高等教育企画課長
	〃	科学技術・学術政策局政策課長
	〃	研究振興局振興企画課長
	〃	研究開発局開発企画課長
	〃	スポーツ・青少年局企画・体育課長
	〃	文化庁長官官房政策課長
	〃	国立教育政策研究所研究企画開発部長
	〃	科学技術政策研究所総務研究官
	〃	その他チームリーダーが指名する者

予算監視・効率化推進グループ 構成員

大臣官房人事課計画調整班主査
大臣官房総務課行政改革推進室長
大臣官房会計課財務分析評価企画官
大臣官房会計課予算企画調整官
大臣官房会計課会計監査企画官
大臣官房会計課副長
大臣官房会計課総務班主査
大臣官房会計課財務企画班主査
大臣官房会計課総括予算班主査
大臣官房会計課監査班主査
大臣官房会計課経理班主査
大臣官房会計課管理班主査
大臣官房会計課用度班主査
大臣官房政策課評価室長
大臣官房国際課課長補佐
大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室長
大臣官房文教施設企画部計画課課長補佐
研究開発局開発企画課特別会計審査官
文化庁長官官房政策課会計室長
その他チームリーダーが指名する者

予算監視・効率化チームの業務体制

○業務

- (1) 予算執行計画の策定
- (2) 予算執行計画の進捗管理と自己評価の実施
- (3) 予算執行上の重要な決定等についての事前審査
- (4) 行政事業レビュー

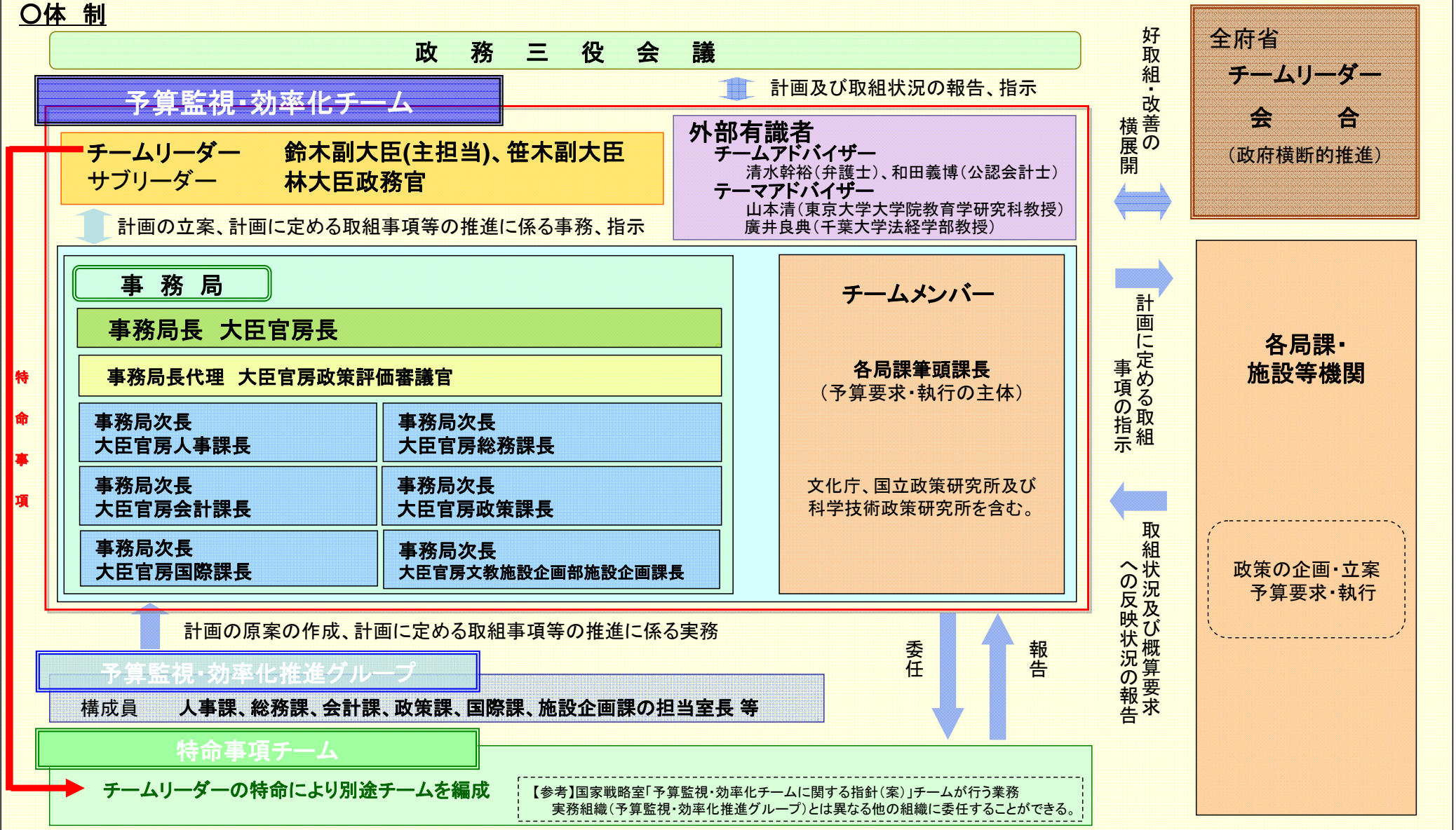
※(1)～(7)は国家戦略室からの指針で示されている業務

- (5) 予算執行に関する国民の声の受け付け
- (6) 予算要求への反映
- (7) 政策達成目標明示制度における進捗管理と自己評価
- (8) その他チームリーダーからの特命事項

(大臣決定9.(1)運営に関するチームリーダーの定め)

○開催頻度 少なくとも四半期毎に1回

○体制



○ 予算監視・効率化チームに関する指針（平成 22 年 3 月 31 日内閣官房国家戦略室）抄

別紙

平成 22 年度予算執行計画に少なくとも盛り込むべき事項

2. 予算監視・効率化に向けた取組み計画

(4) 予算執行上の重要な決定等についての事前審査の実施

－ 事前審査の対象

－ 事前審査を実施する際の観点

「必要性」「有効性」「効率性」等、事前審査実施上の観点を明示

○ 予算監視・効率化チームの設置について（平成 22 年 2 月 26 日文部科学大臣決定）抄

1. 趣旨

予算執行の効率化へ向けた自律的な取組を行うとともに、予算執行の実態を適切に踏まえて概算要求を行うため、「予算編成等の在り方の改革について」（平成 21 年 10 月 23 日付け閣議決定）を踏まえ、文部科学省内に予算監視・効率化チーム（以下「チーム」という。）を設置する。

6. 予算監視・効率化推進グループ

(1) チームに予算監視・効率化推進グループ（以下「グループ」という。）を置き、予算執行計画を立案するとともに、当該計画の実施及び上記 3 の公表に関する事務を行う。

○ 予算編成等の在り方の改革について（平成 21 年 10 月 23 日閣議決定）抄

国民主権の下で、納税者の視点に立った予算編成を行い、予算の効率性を高めていくために、平成 22 年度予算から、下記の改革を実施する。

（中略）

3. 年度末の使い切り等、無駄な予算執行の排除

（中略）

(2) 各府省は、平成 22 年度開始までに、予算執行監視チームを設置する。予算執行監視チームは、副大臣をトップとし、官房長等を事務局長とする。また、外部の有識者が関与する機会を確保するものとする。

予算執行監視チームは、例えば以下のような、予算執行の効率化へ向けた自律的な取組を行う。予算執行監視チームの詳細については、平成 22 年度開始までに、国家戦略室において指針を示す。

- ① 重要な調達、公共事業等の個所付け、補助金交付決定等の執行案件の決定に関与し、適時にこれらに関する情報を開示する。
- ② 予算執行の状況開示を注視し、年度末に過大な執行が行われているおそれがある場合、担当部局からヒアリングを行う等のチェックを行う。
- ③ 予算執行の効率化に向けた計画を定めるとともに、その実施状況をチェックし、年度終了後に効率化の実績及び更なる改善方策について公表する。